

(計量検定所)

Q1 最近、食品に関わって偽装という言葉をよく耳にします。

例えば、産地や材料の偽装、さらには賞味期限まで偽ります。ここまでされると消費者は、何を信じてよいのやら判らなくなってきました。

こうしたことが頻繁に起こってくると、まじめに商売をされている方が消費者から信頼されなくなることにもなりかねません。

それは、食料品を買う際、商品に表示された量が正確なのかということについても、同じです。

- ・正確でなければ、安心して消費者はものを買えない。
- ・ごまかしていると風評を立てられ信頼を失っては、商売にかかわる。

そこで、今まで、あまり取り上げられたことはありませんが、「はかる」ための道具である「計量器が正確に作られているか」、また、「正しく使われているか」どうかの検定や検査などを行っている「大阪府計量検定所」について、幾つか質問をします。

最初に、計量検定所では、どのような業務を行っているか、説明してください。

A1【ものづくり支援課長】

計量検定所は、「計量の適正な実施を確保する」ため設置された行政機関として、計量法の趣旨・目的に沿って次のような事業を行っています。

「正しい計量器の供給」

計量法では、「はかり」・「タクシーメーター」等の計量器 18 種類を「特定計量器」と定めています。

計量検定所では、この特定計量器について、法で定める基準や性能に適合しているかを検査しており、この検査を「検定」といいます。

この検定に合格しなければ、特定計量器として取引等に使用することはできません。

「正しい計量器の維持」

「検定」に合格した特定計量器でも使用している間に性能上の問題が生じる恐れがあり、商取引に使用される「はかり」については2年に1回法定定期検査を実施しています。

「正しい計量の維持」

計量の分野での消費者利益を守ることを目的として、デパート、スーパー、小売店などを中心に商品の内容量やその表示についての立入検査を実施しています。

また、各家庭で使われているガス・水道メーターやタクシーメーターなどが正しく使われているかの立入検査も実施しています。

「計量思想の普及啓発」

計量に関する正しい知識を付与することを目的に、

市町村等と連携した計量展の開催

消費者団体が行う商品の内容量調査（商品量目調査）の指導

小学校への出前教室

などを行っています。

お示しのとおり、消費者である府民が日常生活を安心して送っていただけるためにも、正しい計量器の供給などを推進する計量検定所の役割は非常に重要であると考えております。

Q2 ただいまの説明では、計量検定所の業務は、計量法の趣旨・目的に沿って行われるとのことですが、計量法については、大きな法改正があり、計量検定所の対象とする計量器や検定数なども相当、変わったと伺っています。

法改正のあった以前の特定計量器の検定や検査の件数と平成 18 年度の件数はどうちがっているのでしょうか。

A2【ものづくり支援課長】

お示しのとおり、「国際化」、「技術革新」、「消費者利益の保護」の視点から計量法が全面改正され、平成 5 年（11 月）にいわゆる新計量法が施行されました。

ご質問の計量検定所の「特定計量器」に係る検定総数は、平成 4 年度は約 167 万件。平成 18 年度は約 7 万件です。

主な検定件数をご紹介しますと、「タクシーメーター（頭部）」は、通常料金改定（他府県も含む）のあった年度に検定が増えますことから、料金改定のあった平成 4 年度は約 28,000 件、料金改定のなかった平成 18 年度は 3,799 件です。

タクシーメーターを車両に装着し、距離などについて検査をする「装置検査」は、毎年、実施しており、平成 4 年度は約 24,000 件、平成 18 年度は、約 26,000 件です。

他に「水道メーターやガスメーター」等の検定がありますが、法改正による指定製造事業者の指定や大手製造事業者の他府県への移転などにより最近ではほとんど行われておりません。

次に、定期検査は、2 年に 1 回実施しておりますが、平成 12 年度の自治事務化に伴い定期検査等の権限が、「特定市」に委譲されたことなどから、平成 4 年度には 16,978 件であったものが、平成 18 年度には 3,117 件で約 5 分の 1 となっています。

Q3 検定や検査をしますと、当然不合格な計量器がでてくるはずですが、最近の件数と、不合格となった後の対応はどうなっていますか。

また、指定製造事業者と、定期検査業務を外部に委ねた場合、「正しい計量」について、つまり、府民・消費者が安心して取引できることをどのように担保しているのでしょうか。

A3【ものづくり支援課長】

「特定計量器」については、法で定める基準や性能に適合しているかを検査しており、この検査を「検定」といいますが、特定計量器は、この「検定」を受け、合格したものでないと「検定証印」が交付されず、取引等に使用することができない仕組みになっております。

平成 18 年度は、検定数が 70,509 件のうち、290 件（0.4%）が不合格となっており、不合格率は毎年同程度です。

また、一定の品質管理能力を保有する事業所に自主検定を認めた指定製造事業者については、1 年に 1 回の頻度で工程管理や完成品管理など 20 項目の品質管理方法について規定どおり実施できているかを立入検査しております。

なお、立入検査の結果は、国に報告しており、

国においては「指定製造事業者判定委員会」を開催し、「指定継続」「指定取り消し」の判定を行っておりますが、これまでのところ、「指定取り消し」といった事例はございません。

次に「定期検査」については、

平成 18 年度は、検査数が 3,117 件のうち、15 件 (0.5%) が不合格となっており、不合格率は毎年同程度です。

なお、不合格になった「はかり」については、検定証印を抹消し、不合格になった理由を付した「不合格票」を手渡し、修理検定・廃棄・買い替え等の措置についての報告を求めています。

検査の委託ですが、平成 16 年度から社団法人大阪府計量協会に定期検査を委託するとともに、業務の継続性、正確性を確保するため、計量検定所職員 2 名を派遣し、検査業務及び計量士である検査員を指導しています。

検査の実施状況についても、定期的に検査実績等を確認できる資料を計量検定所に報告させています。

また、定期検査の徹底を図るため、定期検査時に未受検者に対して督促を行い、応じない場合、後日、計量検定所の職員が立入検査を実施しております。

なお、検査対象の把握については、計量法の規定に従い、市町村長が調査し、「定期検査対象特定計量器調査報告書」により知事に報告される仕組みとなっております。

Q 4 昨年度の検定では約 300 件の不合格が合ったこと、そして、定期検査では毎年、大体、0.5%程度が不合格だということです。限りなくゼロに近づくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

また、検査対象事業者の把握については、市町村長が調査し、知事に報告しているという説明がありました。新しくできた店など、特定計量器を使うところをキチンと把握していることが大切です。

市町村長は、責任をもって事業者の把握をやっているとは思いますが、把握もれの事業者が「正しい計量」を実施していないケースも考えられます。

市町村長は、どのようにして対象を把握しているのか、また、大阪府としても、市町村長のチェック漏れがないよう、どのような取り組みをしているのか、説明してください。

A 4 【ものづくり支援課長】

まず、定期検査の実施前に府と実施市町村の打ち合わせ会議を開催し、受検対象者の新規、廃業、転居等の事前調査の徹底を図っております。

各市町村においては、店舗の開業・廃業等の情報を、様々な形で収集し、万全を期すとともに、大阪府と協力し、立入検査も行っております。

次に、実施に当たって、大阪府としては、

- ・ 大阪府公報に登載
- ・ 各市町村長に検査の周知徹底の協力依頼
- ・ 各市町村の商工会・医師会・薬剤師会の会長あてに受検者への周知徹底の依頼

をするとともに計量検定所ホームページにも登載しPRに努めています。

各市町村は、広報誌・ポスター等を通じて受検の徹底を図っています。

今後とも、新規・廃業事業者等の把握については、市町村との連携を更に密にし、「正しい計量器」で「正しい計量」が行われているという安心感を消費者にもっていただくよう努めてまいります。

Q 5 これまでの答弁を聞いて、様々な計量器を作る業者や使用する業者への指導と併せて、消費者にも「正しい計量」について知識を広めてもらうよう、計量思想の普及啓発が非常に大事だと私は思います。

そこで伺います。どのような啓発を行っているのですか。

A 5【ものづくり支援課長】

計量関係事業者に対する啓発として

関係団体が開催する各種会合において計量法、計量制度の説明

関係団体が開催する研修会、研究会へ講師を派遣しての支援

一般府民、消費者に対する啓発として

消費者が自ら行う商品の内容量検査の指導

家庭で使用しているヘルスマーター、キッチンスケールの無料診断

各種計量展の開催

小学生への出前教室の開催

消費者向け適正計量パンフレットの作成・配布など

立入検査において適正な計量販売について指導を行うとともに、中元や歳末の時期に、府内一斉商品内容量検査を実施するなど「正しい計量」の普及啓発に努めています。

Q 6 事業者への指導とともに、消費者である府民に対する計量思想の普及啓発を行っていることは判かりました。

確かに、計量検定所は、検定や検査を受ける事業者には十分知られているのですが、府民には余り知られていないように思います。

大阪府には、計量検定所があるということや、

- ・ 計量器は、検定を受け、合格したものでないと使用できず、検定に合格すれば「検定証印」が貼ってあること、
- ・ 取引などに使用する「はかり」は、2年に1回定期的な検査を受けており、計量器には、「定期検査合格ラベル」が貼ってあること、

などをもっと府民に知ってもらう必要があります。

計量器に「合格ラベル」が貼ってあることを消費者が知っていれば、それを見て安心してものが買えます。

売る側も、「この計量器にはちゃんと『合格ラベル』が貼ってありますから安心です。」とアピールできます。

「正しい計量」が行われるためには、消費者である府民を味方につけて、事業者も「正しい計量」を維持する効果を実感できるようにしていくことが必要です。

そこで提案ですが、例えば、

- ・ 府内の市町村や府立の施設のイベントなどと連携してより府民に身近な場で計量展を開催する
- ・ 開催スケジュールは、府の広報などを活用して、府民に早くから周知し、参加してもらうよう取組むといったように府民に計量検定所や計量について、より知ってもらう取組みを府内の市町村などとも連携しながら強化してはどうでしょうか。

A 6【ものづくり支援課長】

啓発事業は、先ほど答弁させていただきましたが、今年度は、新たな取り組みとして、大阪府弥生文化博物館の「度量衡の歴史展」に共催し、7月から9月にかけて「暮らしと計量」を企画し、「棒ばかりを作ろう」・「計量クイズコーナー」では多数の子どもたちを含む来場者に計量の大切さを学んでいただく場を設けました。

さらに、8月に開催された「子ども議会」でも計量検定所の仕事について取り上げてもらい、子どもたちに「はかりは生活をするために必要だ」との啓発を行ったところです。

今回、議員お示しのとおり、計量検定所の仕事や「はかる」ということの大切さをもっと府民に知ってもらうには、より府民に身近なイベントなどで啓発を行うことは誠に有意義なものと思います。

一方、広報については、その都度実施にあたって、報道機関への情報提供なども行ってきているところですが、府民にもっとイベントに参加いただくため、様々な機会を捉えて周知していくことが重要だと思います。

今回のご提案を踏まえ、より一層、計量検定所の仕事や「はかる」ということの大切さをもっと府民に知ってもらうことを目指して、府内の市町村と連携しながら、

- ・ 啓発イベントの開催の増強
- ・ 広報誌などによる周知

などを行ってまいりたい。

また、新たに、府立の施設を活用し、夏休みを利用した「親子計量教室」の開催など、子どもたちや府民・消費者に対し、計量思想に関する普及啓発活動の充実にも取り組んでまいりたい。